



澤本 長俊 議員

災害発生後の復旧に向けた対応について

問 自然事象による山林で災害が発生した場合の復旧及び再発防止策は

答 災害復旧事業はまず災害認定されることが前提条件です

問 民間企業が市に伐採届を出されて伐採された箇所が災害が発生したことから、再発防止の観点からも市が原因究明をしておくべきではないか。

答 副市長
法的措置としては定められておらず、一義的には伐採企業と被災企業が原因究明をしていただくことが大前提であると考えます。

問 いろいろな角度からこの問題について、検討いただくことはできないか。

答 市長
大変難しい課題であります。が、少しお時間をいただき、市としてどのような対応ができるのか検討させていただければと思います。

問 被災されたのが、民家や自治体と、企業では対応が違うのか。

答 政策部長
災害復旧事業につきましては、道路や河川のほか、人家もしくは学校や病院等の公共施設等に被害を及ぼす場合が対象となり、企業や事業所については事業採択の要件に合致しないといった制度上の制約があります。

問 河川での災害復旧や再発防止策、また山林での土砂崩れなどの災害復旧や再発防止策はどこが進めるのか。

答 都市整備部長
河川につきましては、1級河川であれば県が、その他の河川であれば市が行います。山林については、所管する省庁において災害復旧事業がメニュー化されており、当該事業が災害に認定され、事業採択基準に該当する場合には、国または県もしくは市が事業主体となって実施することになります。

7月初旬に発生した今津町杉山での市内企業様の作業場での土砂崩れは、約2カ月経った今も、復旧に向けた動き、再発防止に向けた検討どころか原因究明の動きも見えてこない状況である。行政として被災された企業様に対し、どのように向き合ってきたのかと感ずる。

